

第374回上山市農業委員会総会議事録

1 期 日 令和2年1月27日(月)午後1時30分開会

2 場 所 市役所401・402会議室

3 出席委員 15人

1 番 山川光照委員 ~~2 番 吉田とも委員~~ 3 番 江口勘四郎委員

4 番 後藤敏秀委員 5 番 渡邊智春委員 6 番 大澤健一委員

7 番 井上隆市委員 8 番 原田広幸委員 9 番 富田憲一委員

10 番 山口久志委員 11 番 木村正委員 12 番 木村辰也委員

13 番 上妻一実委員 14 番 長沼健司委員 15 番 高橋源四郎委員

16 番 花谷和男委員

出席推進委員 山口守推進委員

傍聴 なし

4 欠席委員 2 番 吉田とも委員

5 議事日程

日程1 諸般の報告

日程2 議事録署名委員の指名

日程3 議 第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

日程4 議 第2号 第412回農用地利用集積計画(所有権移転)について

日程5 議 第3号 農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議について

日程6 報告第1号 農地法第5条の規定による農地転用届出書の受理について

日程7 報告第2号 農地法第18条の規定による通知書の受理について

日程8 報告第3号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について

日程9 報告第4号 使用貸借契約の解約書の届出について

日程10 報告第5号 非農地証明書の交付について

日程11 報告第6号 農地法第5条の規定による届出の取消について

6 事務局出席職員

事務局長 漆山 徹、主幹兼農地農政係長 井上政幸、主任 大沼織江、主事 齋藤啓華

7 会議の概要

議長（会長） 定刻になりましたので、1月17日に告示になりました、第374回上山市農業委員会総会を開会します。

出席委員は定足数に達しておりますので、これより会議を開きます。本日の会議は、各位のお手元に配布しております議事日程により進めます。

日程1 諸般の報告

議長 日程1、諸般の報告であります。事務局より報告いたします。事務局長。

事務局長 諸般の報告を申し上げます。第1、招集告示について、令和2年1月17日、上山市農業委員会告示第1号により、令和2年1月27日、第374回上山市農業委員会総会を招集する旨告示されました。第2、出席告知について、令和2年1月20日付農委第226号をもって、第374回上山市農業委員会総会に出席されるよう告知いたしました。第3、総会資料の配布について、第374回上山市農業委員会総会日程等、関係資料はお手元に配布しております。第4、総会出席委員数について、委員定数16人、現在出席委員15人となっております。なお、2番吉田とも委員より、欠席する旨の連絡がきております。また、推進委員が1人出席しております。以上で報告を終わります。

議長 日程2、議事録署名委員の指名であります。上山市農業委員会総会会議規則第29条の規定により、議長において、1番、山川光照委員、8番、原田広幸委員を指名いたします。

議長 日程3、議第1号、農地法第3条の規定による許可申請について議題といたします。

所有権の移転について、事務局より提案理由の説明をいたします。事務局長。

事務局長 議第1号、農地法第3条の規定による許可申請の所有権の移転について説明いたしますので、議案書の1ページをお開きください。2件の申請がございました。整理番号1について説明いたします。譲渡人は〇〇氏、農業、譲受人は〇〇氏、農業であります。永野地内の田1筆について所有権を移転するもので、土地の所在、面積等の詳細については議案書に記載のとおりです。譲受人の要件としては、農地の全部効率活用の可否、農業常時従事の可否、地域との調和の可否はいずれも可であり、下限面積の要件を満たすことから、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。以上で説明を終わります。

議長 ただいまの説明に関連して、地区担当委員から現地調査の結果について報告をお願いします。1番、山川光照委員。

山川委員 整理番号1について、現地調査の結果を報告します。〇〇さんは、農業廃止するということで、農地が並びにある〇〇さんが譲り受けて耕作するものです。〇〇さんは地区でも2～3人に入る稲作を大きく展開しており、これまで通りに作付することになりますので、許可相当と考えます。

議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑があれば発言を許します。
(なしの声あり)

議長 発言なしと認めます。お諮りいたします。農地法第3条の規定による許可申請のうち所有権移転の整理番号1については原案のとおり許可することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長 ご異議なしと認めます。よって、原案のとおり許可することに決しました。次に整理番号2について事務局長より提案理由の説明をいたします。事務局長。

事務局長 整理番号2について、〇〇氏、農業、譲受人は〇〇氏、農業兼会社員であります。〇〇氏は新規就農希望者であり、小倉地内の田3筆について野菜を栽培するため所有権を移転するもので、土地の所在、面積等の詳細については議案書に記載のとおりです。本件につきましては、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。以上で説明を終わります。

議長 ただいまの説明に関連して、新規就農希望者については、農地専門委員会で聞き取り調査を行っておりますので、農地専門委員長より調査結果について報告をお願いします。

富田委員長 新規就農希望者である〇〇氏から聞き取り調査を行いましたので、結果を報告します。農地専門委員会を開き、〇〇さんの審査を行った訳ですが、下限面積を50aから20aに引き下げたことにより、これまで、仮登記していた農地について、正式に登録したいとのことで申請にいたったもので、今後、農地としてきちんと管理してほしいという条件をつけて許可する方向でまとまりました。

議長 ありがとうございます。続いて、地区担当委員から現地調査の結果について報告をお願いします。13番、上妻一実委員。

上妻委員 整理番号2について、現地調査の結果を報告します。1月26日、〇〇さんと現地を確認しました。農地としては、条件のいい場所で、少し荒れていたのですが、木、草も整理されていて、野菜等の畑にしたいということです。許可相当と考えます。

議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑があれば発言を許します。
(なしの声あり)

議長 発言なしと認めます。お諮りいたします。農地法第3条の規定による許可申請のうち、所有権移転の整理番号2については許可することにご異議ありませんか。
(異議なしの声あり)

議長 ご異議なしと認めます。よって、原案のとおり許可することに決しました。

議長 日程4、議第2号、第412回農用地利用集積計画の所有権移転について議題いたします。内容については事務局長より説明いたします。事務局長。

事務局長 議第2号、第412回農用地利用集積計画の所有権移転について説明いたしま

すので、議案書の２ページをお開きください。１件の申請がございました。整理番号１について説明いたします。譲受人は〇〇に事務所を有する〇〇、認定農業者、譲渡人は〇〇氏でございます。三上地内の畑５筆について所有権を移転するもので、土地の所在、面積等の詳細については議案書に記載のとおりです。以上の計画の内容は、経営面積、従事日数など農業経営基盤強化促進法第１８条第３項の各要件を満たすと考えます。以上で説明を終わります。

議長 ただいまの説明について、質疑があれば発言を許します。

（なしの声あり）

議長 発言なしと認めます。お諮りいたします。第４１２回農用地利用集積計画の所有権移転のうち、整理番号１については原案のとおり許可することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

議長 ご異議なしと認めます。よって、原案のとおり許可することに決しました。

議長 日程５、議第３号、農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議について議題といたします。内容については事務局長より説明いたします。事務局長。

事務局長 議第３号、農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議について説明いたしますので、議案書の３ページをお開きください。昨年１０月に全国で農業委員会会長が農地転用にかかる収賄容疑で逮捕されるという不祥事が立て続けに発生しました。このことを踏まえ、昨年１１月２８日に開催された令和元年度全国農業委員会会長代表者集会において、「農業委員会の委員等の綱紀保持に関する申し合わせ」を決議し、改めて農業委員会組織として綱紀粛正の徹底を図っていくことが確認されています。この決議の趣旨に則り、各農業委員会総会においても法令遵守の申し合わせ決議を行うよう、山形県農業会議から依頼があったものです。決議の内容としましては、「１ 農業委員会が担っている職務と責任を改めて自覚し、法令に則り適正に農地制度を運用すること。特に、農業委員会法第３１条の議事参与の制限、同第３３条の議事録の公表を適切に実施して、農業委員会の議事の公正さを確保すること」、「２ 農業委員、農地利用最適化推進委員としての高い倫理観を維持し、法令遵守を徹底するための研修等を実施すること」の２点になります。以上で説明を終わります。

議長 ただいまの説明について、質疑があれば発言を許します。

原田委員 第３１条の議事参与の制限と、第３３条の議事録の公表を適切に実施するという部分について、詳細をお聞きします。

事務局 総会において、農業委員に関係議案があったときに、一時退席を求めているのが、第３１条にあたる部分で、第３３条は、農業委員会窓口でいつでも議事録を閲覧できるようにしているとともに、インターネット上でも議事録が見られるように公開しているものです。

富田委員 不祥事の中身について、詳細をお聞きします。

事務局 大分県と奈良県で立て続けに起こっており、会長が農地転用の許可手続きにあた

って、現金を受け取った収賄や、開発にあたり便宜を図ったものです。このあと資料を別途配布します。(資料を配布)

議長 ほかにありませんか。

(なしの声あり)

議長 発言なしと認めます。お諮りいたします。農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議については原案のとおり許可することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長 ご異議なしと認めます。よって原案のとおり許可することに決しました。

議長 日程6、報告第1号、農地法第5条の規定による農地転用届出書の受理について報告いたします。内容について事務局長より説明します。事務局長。

事務局長 報告第1号、農地法第5条の規定による農地転用届出書の受理について報告いたしますので、議案書の4ページをお開きください。1件の届出がございました。整理番号1について、借り人は〇〇氏、会社員、貸し人は、〇〇氏、会社員、です。北町二丁目地内の畑2筆について、一般住宅建築のため転用するもので、土地の所在、面積等の詳細については議案書に記載のとおりです。以上で報告を終わります。

議長 ただいまの報告について、質問があれば発言を許します。

(なしの声あり)

議長 発言なしと認めます。

議長 日程7、報告第2号、農地法第18条の規定による通知書の受理について報告いたします。整理番号1から4については関連がありますので、一括して事務局長より報告いたします。事務局長。

事務局長 報告第2号、農地法第18条の規定による通知書の受理について報告いたしますので、議案書の5ページをお開きください。11件の届出がございました。整理番号1から4について、貸し人は〇〇氏、〇〇氏、〇〇氏及び〇〇氏、借り人は〇〇氏であります。金瓶地内の田8筆について解約するもので、土地の所在、面積等の詳細については議案書に記載のとおりです。以上で報告を終わります。

議長 ただいまの報告について、質問があれば発言を許します。

(なしの声あり)

議長 発言なしと認めます。次に、整理番号5について事務局長より報告いたします。事務局長。

事務局長 整理番号5について説明しますので、議案書の6ページをお開きください。貸し人は〇〇氏、借り人は〇〇に事務所を有する〇〇であります。金瓶地内の田1筆について解約するもので、土地の所在、面積等の詳細については議案書に記載のとおりです。以上で報告を終わります。

議長 ただいまの報告について、質問があれば発言を許します。

(なしの声あり)

議長 発言なしと認めます。次に、整理番号6について事務局長より報告いたします。事務局長。

事務局長 整理番号6について、貸し人は〇〇氏、借り人は〇〇氏であります。細谷地内の田1筆について解約するもので、土地の所在、面積等の詳細については議案書に記載のとおりです。以上で報告を終わります。

議長 ただいまの報告について、質問があれば発言を許します。

(なしの声あり)

議長 発言なしと認めます。次に、整理番号7について事務局長より報告いたします。事務局長。

事務局長 整理番号7について、貸し人は〇〇氏、借り人は〇〇氏であります。菖蒲地内の田1筆について解約するもので、土地の所在、面積等の詳細については議案書に記載のとおりです。以上で報告を終わります。

議長 ただいまの報告について、質問があれば発言を許します。

(なしの声あり)

議長 発言なしと認めます。次に、整理番号8について事務局長より報告いたします。事務局長。

事務局長 整理番号8について、貸し人は〇〇氏、借り人は〇〇氏であります。関根地内の田1筆について解約するもので、土地の所在、面積等の詳細については議案書に記載のとおりです。以上で報告を終わります。

議長 ただいまの報告について、質問があれば発言を許します。

(なしの声あり)

議長 発言なしと認めます。次に、整理番号9について事務局長より報告いたします。事務局長。

事務局長 整理番号9について説明しますので、議案書の7ページをお開きください。貸し人は〇〇氏、借り人は〇〇に事務所を有する〇〇であります。金瓶地内の田1筆について解約するもので、土地の所在、面積等の詳細については議案書に記載のとおりです。以上で報告を終わります。

議長 ただいまの報告について、質問があれば発言を許します。

(なしの声あり)

議長 発言なしと認めます。次に、整理番号10について事務局長より報告いたします。事務局長。

事務局長 整理番号10について、貸し人は〇〇氏、借り人は〇〇に事務所を有する〇〇であります。金瓶地内の田1筆について解約するもので、土地の所在、面積等の詳細については議案書に記載のとおりです。以上で報告を終わります。

議長 ただいまの報告について、質問があれば発言を許します。

(なしの声あり)

議長 発言なしと認めます。次に、整理番号11について事務局長より報告いたします。

事務局長。

事務局長 整理番号11について、貸し人は〇〇氏、借り人は〇〇に事務所を有する〇〇氏であります。先ほど議決いただきました、農地法第3条の所有権移転に伴い、永野地内の田1筆について解約するもので、土地の所在、面積等の詳細については議案書に記載のとおりです。以上で報告を終わります。

議長 ただいまの報告について、質問があれば発言を許します。

(なしの声あり)

議長 発言なしと認めます。

議長 日程8、報告第3号、農地法第3条の3第1項の規定による届出について報告いたします。内容については事務局長より報告いたします。事務局長。

事務局長 報告第3号、農地法第3条の3第1項の規定による届出について報告いたしますので、議案書の8ページをお開きください。3件の届出があり、全て相続により所有権を取得したものです。なお、整理番号2については、農業委員会によるあっせん等の希望有となっております。以上で報告を終わります。

議長 ただいまの報告について、質問があれば発言を許します。

(なしの声あり)

議長 発言なしと認めます。

議長 日程9、報告第4号、使用貸借契約の解約書の届出について報告いたします。内容については事務局長より報告いたします。事務局長。

事務局長 報告第4号、使用貸借契約の解約書の届出について報告いたしますので、議案書の9ページをお開きください。2件の届出がございました。整理番号1について、貸し人は〇〇氏、借り人は〇〇氏で、両者は親子であります。金谷地内の田1筆について解約するもので、土地の所在、面積等の詳細については議案書に記載のとおりです。以上で報告を終わります。

議長 ただいまの報告について質問があれば発言を許します。

(なしの声あり)

議長 発言なしと認めます。次に、整理番号2について事務局長より報告いたします。事務局長。

事務局長 整理番号2について、貸し人は〇〇氏、借り人は〇〇に事務所を有する〇〇であります。大門地内の田6筆について解約するもので、土地の所在、面積等の詳細については議案書に記載のとおりです。以上で報告を終わります。

議長 ただいまの報告について質問があれば発言を許します。

(なしの声あり)

議長 発言なしと認めます。

議長 日程10、報告第5号、非農地証明書の交付について報告いたします。内容につい

ては事務局長より報告いたします。事務局長。

事務局長 報告第5号、非農地証明書の交付について報告いたしますので、議案書の10ページをお開きください。1件の申請がございました。整理番号1について、申請人は〇〇氏であります。河崎二丁目地内の畑3筆について申請があったものです。転用届出を提出後、平成4年12月10日付けで住宅を建築し、以後、宅地として利用していましたが、地目変更を怠っていたため、非農地証明書を発行したものです。以上で報告を終わります。

議長 ただいまの報告について、質問があれば発言を許します。

(なしの声あり)

議長 発言なしと認めます。

議長 日程11、報告第6号、農地法第5条の規定による届出の取消について報告いたします。内容については事務局長より報告いたします。事務局長。

事務局長 報告第6号、農地法第5条の規定による届出の取消について報告いたしますので、議案書の11ページをお開きください。1件の届出がございました。整理番号1について、譲受人は〇〇氏、会社員、譲渡人は、〇〇氏、会社員です。届出の権利の内容について、所有権移転を行う予定でしたが、当事者間で再協議した結果、使用貸借権を設定することに変更したため、当初の届出を取り消したものです。なお、報告第1号で報告しました、農地法第5条の規定による農地転用届出書の受理についてで、使用貸借権の設定に変更して報告しております。以上で報告を終わります。

議長 ただいまの報告について質問があれば発言を許します。

(なしの声あり)

議長 発言なしと認めます。最後にお諮りいたします。本総会において議決された議案の中で、字句、数字等の整理を要するものについては、その整理を議長に委任願いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長 ご異議なしと認めます。よって、字句・数字等の整理を要するものについては、議長に委任することに決しました。以上をもって、本日の総会の日程は全部終了いたしました。

(終了時刻 午後2時6分)

議事録署名委員

議事録署名委員